



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	藪 重夫教授の経歴と業績
Author(s)	林田, 清明; HAYASHIDA, Seimei
Citation	北大法学論集, 39(5-6下), 761-781
Issue Date	1989-10-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16672
Type	other
File Information	39(5-6)2_p761-781.pdf



藪重夫教授の経歴と業績

林田清明

一 経歴

藪重夫教授の経歴と業績

藪重夫教授は、大正一四（一九二五）年六月三〇日京都市で出生され、のち北海道札幌市に移られた。北海道庁立札幌第一中学校を卒業後、東京高等学校を経て、昭和二〇年北海道帝国大学医学部に進まれた。しかし、学徒出陣となり樺太・カムシスカ（上敷香）で終戦を迎えられ、シペリヤに抑留された。翌昭和二十一年一二月復員の後、昭和二十二年六月北海道帝国大学法文学部法律学科に転入学された。

藪重夫教授は、昭和二五年北海道大学法文学部法律学科を卒業後、昭和三〇年北海道大学法学部助手、昭和三二年同学部助教授に任命され、昭和三七年同学部教授に昇任された。この間、平成元（一九八九）年三月定年による退官に至るまで、民法講座の担任者として学部、大学院の教育に当たられ、また、教養専任者として教養部における法学教育にも尽力された。人の生き方に集中と拡散があるならば、藪教授は集中の人である。それは偏狭な集中ではなくて透徹した洞察力と論理的思考に支えられた集中である。教授の関心は、法制度と権利をめ

ぐる人間の関わり方にあるといえよう。専門である民法財産法と法学の教育においては、この複雑・難解とされる法領域にあつて、平易さを旨とされた。これは、正確な問題の把握と解決方法を突きつめることによつてはじめてできることである。また、藪教授の議論は論理的で鋭いとの評があるが、大学制度や教育の改革・整備のために学部長あるいは教養部長などの立場からその資質をいかに発揮された。これもまた問題解決に向けた集中のなせるものである。

二 権利意識、社会、国家

「封建的土地所有の公権力的性格—Gewareに關する一試論」は、藪教授の処女論文である。これは、先行した社会、すなわち中世における物支配との対比をすることによつて所有権の特殊近代的性格を明らかにしようとしたものである。川島武直著所有権法の理論によつて、近代的所有と封建的所有の歴史的性格が観念性と現実性によつて対比され、これが資本制社会および封建制社会における経済的・社会的・政治的構造に基づくものであることが明らかにされた。藪教授は、所有の私権的・公権的性格とその観念性・現実性とは相互にどんな関係にあるか

を検討するための手がかりとして、封建的土地所有の公権力的性格を考察されている。そこで、重疊的ゲヴェーレについてのドイツ法制史学の理論を検討し、つぎにグルントヘルシャフトにおける領主と農民の関係、それに中世社会におけるゲヴェーレが考察され、封建制社会の解体とゲヴェーレの変質が解明されている。

本論文は、藪教授の社会学者としての、権利・法、社会、国家に対するパースペクティヴを与えるものであつた。藪教授は、まず、領主のゲヴェーレが必ずしも人間に対する支配権を含むものではなかつたのではないかと指摘される。また、中世におけるゲヴェーレの全容は、現実的支配という性格の面からだけでは十分に捉えることができないのではないかと結論されるのである。これは、権利あるいは法をたんなる法的概念としてではなく、広く總体的に「一定の歴史的社会における経済的・政治的諸条件の所産として理解しようとする」教授の、法律に対する基本的な立場を表明するものであつた。法を社会の一つの制度として捉え、また、物事を総体の中で考察される藪教授の姿勢を示すものである。

初期の論稿である「親族扶養の法的性格に關する一試論」の社会的な背景は、戦後における生活貧困者の問題にある。戦後

の経済および生活の再建期において、多くの一般の個人の家計は小さなパイでしかなかった。そこにわずかなものでしかないパイの再分割を要求することは、請求者側にとっても死活に關わるものであったが、請求される家計にとっても余裕のあるものではなかった。当時の状況に「もはや親族扶養をもつては糊塗出来ないところまできている」という親族扶養の危機、すなわち、国家による公的扶養が始まる限界にあり、まさに国家的な課題が生じていたのである。民法は一定の範囲の親族は互いに扶養する義務があるとしている(民法八七七条)。わが国では、親族による私的扶養が公的扶養に優先するとしている(生活保護法四条)。したがって、私的扶養の尽きるところ、公的扶養が始まり、公的扶養は、私的扶養の補充的な役割を持つてくる。

私的扶養の根拠がどこにあり、またこれが近代法上いかなる性格を有するかについては争いがある。当時の学説は、親族扶養を積極的には評価しきれず、むしろ前近代的なものとして否定的であった。すなわち、親族扶養は、「残存する家族制度的関係、もしくは家族制度的道德観の追憶に依拠」(「親族扶養の法的性格に関する一試論」八二頁)する制度であり、また「旧法時代に培養された考え方の惰性」(同)と考えられていた。これ

に対して、藪教授は、「一定の親族間における法的関係＝個人対個人の権利義務関係と構成している」(同八一頁)近代家族法において、親族扶養がどのような根拠と性格を持つているかを検討する。すなわち、親族扶養が現実にも近代的な法律関係でありうるのか、そして、近代社会のどのような要請のために制度として親族扶養は存在しているのか、である。

この論文では、まず、親族扶養が近代的な法律関係たりうるかを検討するために、わが国の扶養意識の実態が探られている。家庭裁判所における当時の扶養ケースを検討したうえで、扶養請求者側の権利意識はほとんど認められず、「家父長的な親の、権威のないし権力的な意識が、或は、親が子に過去の恩をきせるという意識が、或は、自己の権利を放棄してまでも子どもにすがろうとする意識が扶養を支えている」(同八六頁、注略)と分析される。扶養意識が的確な権利意識となつて現われてこないのは、わが国の権利意識一般が低調であることよつてのみでは説明できないとしている。つまり扶養請求権は他の債権的請求権とも異なつた現われ方をする性格を持つていて、と見るのである。

これは、つぎに親族扶養が権利義務関係にふさわしい合理的な根拠を持つているかの問題へと及ぶ。市民社会においては自

己責任の原則により、個々人がその生活の保障をしなければならぬ。市民社会において家庭や親族は個々人の生活を経済的に保障する場としての役割を担うことになる。この意味において、親族扶養は、「特殊近代的市民社会的制度である」(同九二頁)。親族扶養は、それ自体のうちに独自の存在根拠を持つものではなく、市民社会によつて生活保障の負担を転嫁する対象として要請せられたものである(同九二頁)とする。かくして、権利意識に目覚めれば目覚めるほど、眞の扶養義務者は、民法の「扶養をする義務ある者」ではなく、市民社会それ自身であることにならう、としている。教授によれば、親族扶養義務は「法的な制度として市民社会法秩序のなかにあみこまれるに至つたのである」(同七二頁)。

藪教授の考え方は、当時の通説のように親族扶養をたんに前近代的として否定するのではない。現実にも機能しており、制度としての存在意義が近代社会の要求に合致するものであるなら、また近代法において存在意義を問い直して合理的なものであれば、これをなお近代的な法律関係としてみてよいとされるのである(同八二頁)。すなわち、「如何なる制度といえども、何等の意味なくしてそれが規定されることはあり得ない。」(同九〇頁)のである。

三 藪教授の法解釈理論

藪教授の解釈に対する態度をみることによつて、問題をどのように解決するかという、教授の方法についての特色を浮かび上がらせることができる。藪教授の法律解釈の方法は、オーソドックスな手法である。まず、法解釈論は、「時代の進展に即応して社会における諸問題を解決することを志向するものでなくてはならない」(「日照の私法的保護に関する諸問題」二二六頁)とされる。そこに求められるのは、華々しい議論ではなく、「きめの細かい、むしろ地味な考察が要求されるという宿命をもっているといつてよい」と言われる(同二二六頁)。これらの一つの積み上げによつて、法解釈論の前進がありうるとされるのである。

しかし、時代の発展から生じた新たな法的紛争の解決においてもたんに新しい権利概念を主張すれば、それで問題が解決するというものではない。すなわち、「従来の解釈論(判例、学説)が実現できない法的効果(利益の保護)を導き出し得るものであることを具体的に提示するとともに、解釈論としても適切な理論を提供し得るものでなければ、それは、実益のない無意味な試論に終わらざるを得ないであろう。」(同二八三頁)という

見方をされる。これらは、藪教授の法律解釈に対する特色を示していると言つてよい。

藪教授の法解釈論の出発点となつてゐるのは「現代刑法理論（目的的行為論）」と民法における違法・責任理論」であろう。刑法における目的的行為論を民法にも導入することを試みたニッパードイの所説を検討したものである。まず、ニッパードイの所説は、違法有責な行為に対する責任の分野について現代刑法理論の発展を承継する試みであると評価する。しかし、不法行為法が被害者に対する損害賠償を目的とするものであり、結果惹起に対する責任すなわち結果無価値が問われるが、他方、刑法では行為無価値に重点がおかれるという相違がある。けれども、不法行為では賠償額の決定に関しては結果惹起が重要ではあるが、損害賠償の成否そのものには行為無価値や非難可能性の有無が決定的な意味を持つてゐると、藪教授は考えられる（『現代刑法理論（目的的行為論）」と民法における違法・責任理論』一一九頁）。かくして、ニッパードイの考えは、理論的にすつきりしているのみならず、法政策的にも問題を正しく解決する出発点となるものとして考慮に値するとされる。藪教授のこのような基本的な視点は、のちに民事責任ことに不法行為責任における違法判断基準としての受忍限度論の採用に連なつていく

のである。

A 法制度の意義と解釈

藪教授が研究の領域とされているものに、物権法がある。これは、論説や一連の判例研究や解説などを中心に展開されている。うち、大きく分けると物権変動に関するもの、そのほかの物権法に関するものがある。前者の物権変動については、相続と登記の問題に関して「民法一七七条の第三者―時効・相続との関係」やこの二〇年後に書かれた「相続放棄と登記」などがある。また後者については、「入会権」や「明認方法」などの論稿がある。

相続と登記に関する研究は、藪教授の考え方を特徴的に示している。売買などと異なり、相続などのように合意を原因としない物権変動にも登記をもつて對抗要件とすべきかどうかの問題がある。登記を必要とする説とこれを不要とする説とが対立している。必要説は第三者を保護することが必要であるからとされている。遺産の共同所有関係の法的な性格をどの様に理解するかによつて不要説の中でも分かれるのだが、教授は、判例・通説である登記不要説を支持される。すなわち、まず、遺産の共同所有の法的性格について、これを含有として見るべきなのは、共同相続関係の本質（合手的共同体である）に基づくから

ではなく、法技術的な理由のためであるとされる(民法一七七条の第三者一時効・相続との関係)。ついで、第三者への影響についても、民法九〇九条但書が第三者の保護を言うのは、取引の動的安全を確保しようとするためであるが、「民法は、共同相続人は登記がなければ対第三者関係において一切の権利を喪うとされるまでには、動的安全を保障してはいない」(同二〇頁)として、結局、登記不要説をとられる。

最高裁の判例もこのような制度の根拠による相違から、登記の要・不要の区別を維持している。まず、遺産分割による相続共有持分の変動について、最高裁昭和四六年一月二六日判決(民集二五卷一号九〇頁)は、登記がなければ分割後の第三者に対抗できないとして、登記が必要であるとしている。これに対して、相続放棄による共有持分の変動に関しては、最高裁昭和四二年一月二〇日判決(民集二二卷一号一六頁)が、相続放棄の効力は絶対的であり、登記等なくしてもその効力を生ずるとしている。この相違は、これら二つの制度の趣旨や効力の遡及効に差異が存在することに基づくものといえる(「相続放棄と登記」一四頁)。

藪教授は、相続放棄は相続人が相続開始の時から相続人ではなかったという効果を生ぜしめる意思表示であるから、直接に

物権変動を目的とする意思表示ではない、と見る。他方、遺産分割は「実質的にみて共同相続人内に新たな物権変動そのものを生ぜしめる意思表示」である(同一一五頁)。したがって、両者は制度上区別されるとするのである。

しかし、このような制度の理論上の比較論からの区別に対しては近年批判が出されている。すなわち、より具体的に遡及効のある行為によって権利を取得したものと第三者との利益衡量によつて決定されるべきではないか、と。これに対して、藪教授はこの利益衡量による方法と具体的に問題が生じる場合を検討したうえで、利益衡量は、相続放棄と遺産分割の制度的性質や機能の相違と決して無関係ではないという(同一一九頁)。したがって、両者の法的な性質の相違は、結局、両者の制度的な性質の評価にいま一度たち帰らざるをえないのである。かくして、遺産分割は共同相続人間における新たな物権変動そのものに他ならず、相続放棄はそもそも相続人となるか否かを確定するものであり、直接的に物権変動を目的とする意思表示ではないのである。また、この帰結は、ことに相続登記の実態に適合するものであることへの配慮も働いていることに留意する必要がある(同一二二頁)。すなわち、「制度の趣旨、その法律構成に着眼するならば、民法の規定の上に現れた右の性質の違い

には、解釈の上でも、それにふさわしい評価が与えられるべきである」(同一二三頁)。藪教授の考え方は、法律制度上の相違は、解釈においてもそれにふさわしい位置を与えられるべきであるということなのである。

解釈論において制度の法的な性格から、当該の結論を導き出すことには、他面ではその解釈論が形式によって割り切ったという印象を与えかねない。しかし、このような印象は、藪教授の法律解釈において知られた才能と矛盾することになる。教授が主張されたのは、解釈において制度の性格もまた結論にいたる理由づけにおいて一定の役割を持つているということなのである。

教授の一つの手法が、当該の問題が持つ種々の要素を一つ一つ考慮してその差異を確かめ、また、法律制度の趣旨や性格も解釈において考慮されなければならないものであることはつきりした。しかし、そのような方法が用い難い、たとえば新たな利益が意識され、これをめぐる紛争が鋭敏となつていくような場合はどうだろうか。この点をつきにみて、教授の手法を明らかにしたい。

B 判断基準としての利益衡量

「日照の私法的保護に関する諸問題」は、いわゆる日照権に基

づく差止請求については、利益衡量が必要であるとして、受忍限度論を擁護する立場から書かれたものである。昭和四七年当時、日照をめぐる紛争が相ついで登場し、日照権をはじめ環境の保護が社会的にも大きな問題となっている頃であった。民法不法行為法の議論では、賠償責任の有無、とりわけ違法性の判断において我妻栄博士の相関関係説の流れを引き、その判断をより具体的にするものとして受忍限度論が通説的な立場を占めていた。ところが、「良き環境を享受し、これを支配し得る権利」であるとすると環境権という考え方が新たに唱えられ、受忍限度という考え方に対して疑問が出された時期であった。教授の論稿は、たんなる受忍限度論の擁護にあるのではなくして、受忍限度それ自体にも判定基準を明確にしなければならないことを指摘している。すなわち、「いなかる要素をどの程度考慮して認容基準を形成すべきか」(「日照の私法的保護に関する諸問題」一六八頁)を模索したものである。

受忍限度論は、相関関係説による違法性判断のための評価基準を具体化しようとするものである。受忍限度論などの利益衡量は、価値基準がなければならぬ基準にもなり得えないものであるが、その方法は、「決して単なる事実だけの比較衡量に過ぎないというものではな(じ)」(同一七七頁)とされる。他方、

環境権説は、環境の破壊があれば、直ちに地域住民による差止が認められるべきだと主張していた。このため、教授は、従来の考え方である受忍限度論と環境権説とを対比するために、具体的に判例および決定を検討されている。その結果、両者の判断に大きな隔たりがあるのではなく、環境権論によっても、地域性、損害の回避可能性、先住・後住性などの要素もやはり考慮せざるをえず、受忍限度論による利益衡量を内包するものであるとされる(同一九二頁)。

では、つぎに日照紛争事件における受忍限度の判定基準はどのようにしたら、明確にできるのか。藪教授は、差止請求に関する裁判例を具体的に検討した後、考慮されるべき諸要素を抽出する。「受忍限度を客観的に判定するにあたっては、日照事件において常態的なファクターとして現れる「地域性」と「被害の程度」の両者を関連づけた一応の判断基準というものをまず設定し、これを修正する要素として、被害の回避可能性(被害者側の土地、建物の利用状態)、加害の回避可能性(加害回避の容易性ないし差止を認めることによつて加害者のこうむる損害の程度)、先行性(被害者の危険への接近の態様)、さらに重要度は低くなるが、加害行為の態様(建基法違反の有無とその態様)、建物の使用目的(公共性と営利性)などの個別具体的諸事

情を付加し、これらを総合的に検討すべきことになる」(同一八頁)とされるのである。

この論稿は、日照を妨げる建築の差止紛争の具体的な解決にあたっては、利益衡量によらざるをえず、その判断基準を明確にすべしとし、そのファクターを明らかにしたものである。藪教授の法律解釈の方法は、広く制度の趣旨をもとり込んで実質的に判断しようとするものであり、利益衡量、なかんずく受忍限度によつてこれを柔軟に解決することを志向するものである。

C 法解釈のあるべき姿

以上に加えて、藪教授の法解釈における特徴を挙げるとすると、まず、問題を整理し、その現状を把握する上でよく發揮されている。初期のものである「過失相殺」(昭和三四)はこの点を示している。過失相殺は、契約および不法行為法において賠償責任の有無や賠償額を算定するに当たつて、債権者や被害者の過失を斟酌するものである。テーマの性質上、契約や不法行為など大きな領域に及び、また債権者や被害者の過失が具体的に問題となつた多様にして複雑な判例を検討し、的確かつ分かりやすく整理している。同様のことは、判例の検討ではない問題を扱つた場合にもいえる。「契約責任と不法行為責任」は、民

事責任の二大領域の異同を扱ったものである。両者は同じ賠償責任として共通する部分を有する反面、契約という特別な関係を前提とする点と一般的な第三者を前提とする不法行為責任との相違が存在する。これら共通する点と相違点が詳細に検討されている。何ごとにも要を得た簡潔を旨とされる教授の姿勢を現わしている。

つぎに、たえず実際の解決が企図されている点である。「工事請負契約約款における仲裁条項の拘束力」は、「日照の私法的保護に関する諸問題」と同じく、紛争の実際上の解決を意図して書かれた。その意味では、これらは、実務に類する経験と民法に造詣の深い藪教授の得意の分野であるといえよう。本稿は、工事請負契約約款にある建設工事紛争についての仲裁条項が当事者を拘束する根拠を検討したものである。

まず、工事請負約款の拘束力について、「約款が付されて契約書に押印する当事者は、通常、約款によつて契約を締結する」という契約意思を有しているとみるのが相当である(「工事請負契約約款における仲裁条項の拘束力」一〇四〇頁)とする。したがって、内容が妥当性を欠く不当なものでない限り、一般の人は約款に定める条項に従うという規範意識を有しているといえる。

つぎに、工事請負約款中に工事請負紛争について仲裁に委ねる旨の条項(仲裁条項)がある場合、裁判所は本案の審理に優先して仲裁契約の存在の有無を審理する必要がある(民訴法七八六条。妨訴抗弁と言われる)。また、仲裁する第三者が、約款で紛争審査会と定められている(建設業法二五条以下)ことが多いが、その審査会について正確な知識を有していることは必ずしも必要ではない。

ところが、学説には、約款の仲裁条項の効力を制限的に解する傾向があり、また判例の一部にも、これを受けたものがある。このような傾向の根拠は、建設工事紛争審査会の実態が貧弱であるため、仲裁契約の成立を安易に認めて同会に仲裁を任せて訴訟による紛争解決の道を閉ざすのは行き過ぎである、とするものである(同一一〇三五頁)。これに対して、藪教授は、審査会の実態を知らない無責任な推論であるとしてこれを批判される。審査会貧弱神話を中央審査会の取り扱った紛争件数、構成委員など実態から誤解であると説明している。審査会が貧弱なものでないことが明らかとなった以上、審査会の実態から妨訴抗弁を制限する理由は根拠を失うのである。ついで、妨訴抗弁を制限するために解釈論として、審査会の機能論を持ち出すのは筋違いであると批判する。かくして、「国の立法政策に基づ

いてある制度が法的に定立された場合に、その制度を好ましくないと考える者は、解釈論でなくすべからず立法論を展開すべきである。」(同一〇四九頁)。すなわち、解釈によって解決すべきときには、それに相応した範圍と方法でなされる必要がある。この意味で、教授が、解釈によることにも自ずと限界があることを示し、どのレヴェルでそれがなされるべきかを指し示されたものとして興味深いものである。藪教授のこのような考え方は、法律解釈論だけではなく、北海道建設工事紛争審査会の会長として差し迫った具体的な紛争解決の場に身を置かれたその貴重な経験の中から汲み取られたものでもあるといえよう。

四 未知なる世界の体験——大学教育

藪教授の講義は昭和三二年秋に始まる。北海道大学の二階からなる講堂に集まった七〇〇名の学生に向かって川島武宜著法社会学(上)をもとに、法学の講義を始められた。戦後の知的好奇心あふれる学生と若い瘦身の助教の講義は、熱気あふれるものであったと聞く。藪教授の大学教育には、右から昭和三六年五月までと、再び昭和五四年から退官までの、教養部専任時代がある(北海道大学教養部三〇〇年史、二六〇頁)。つ

ぎに、この間の昭和三六年六月から昭和五四年三月までの学部において、主として専門教育に従事された時代とがある。むしろこの時期にも教養「法学」を兼任しておられる。いずれにおいても、信念とされているのは、学生がそれまで知っている世界とは違う未知の世界があることに気づき、自ら学ぶことが重要であるということである。

学部専門教育においては民法の講義と演習を担当されたが、教授の方針は多様で精緻な民法解釈上の問題をなるべく分かりやすく簡明に解き明かすことにあつた。これらを通じて数多くの人材を育成され、また研究者を養成された。

藪教授の教養部における「法学」の講義も明快であるとの評判が高い。教授が法学の講義で志向されてきたものは、教養時代の若い学生は、社会の仕組みをトータルに理解することが困難な時期であるから、学部における実定法の講義とは異なつて、たんなる知識ではないものを話す必要があるということである。したがつて、基本的な概念である法、秩序、権利、規範とは何かを、また、自由とそのためのお機に於いてこれらの微妙なバランスを具体的な話の中で展開されてこられた。さらに、一般教育演習においては、教授は「日本人の法意識は、法学の講義で取り上げるべき重要なテーマの一つである」(『日本人の

法意識」論再考」(一三二頁)と述べられ、昭和六三年度には「現代日本人の意識構造」をテーマとされている。

一般教育としての法学の講義は、たんなる一過性の教養科目にとどまってはならないと考えておられる。法学講義は、「学部を終えた学生にも通じる話でなければならぬ」と語られる。この姿勢に教養教育への藪教授の熱意を強く感じるのである。その意味で「教養課程三六年の成果と課題―北海道大学の事例から―」は、本学教養部における制度・教育の現状と課題そして教養教育をめぐる偏見をその多年にわたる経験から解き明かされたものであり、意義深い。また昭和六三年度の法学部公開講座では大学が抱える現在の締めくくりとして「大学における教育の課題―教養教育を中心として―」を掲げられた。これらはいずれも教授の教養教育についての総決算というべきものであり、教養教育の重要性を身をもって語られるのである。

五 大学行政

藪教授は、法経学部から法学部へ独立した、体制整備の渦中にあつて学部の各種委員を歴任し、学部行政の中枢にあつた。藪教授は、昭和四四年五月から四六年一月まで北海道大学評

議員、同協議員として大学管理運営に関わりその重責を果たしてきた。また、昭和四四年一月から同四六年一月までは法学部長と大学院研究科長を務めた。当時は、まだ大学紛争の只中にあり、学部運営の責任者としてその解決と収束に努められた。さらに、教養教育の重要性をはやくから痛感していた藪教授は、教養教育にも専念された。ことに、昭和五六年一月から昭和五九年一月まで二期にわたつて教養部長を務め、教養部の改革に尽力された。たとえば、教養部においてはそれまでは講義形式によるものがほとんどであった。しかし、教養部長時代に改訂がなされた新教育課程には「一般教育演習」が導入され、少人数教育への道が打ち出された。昭和六〇年、教授は、自から一般教育演習に「法学の眼で新聞を読む」を開かれた。

六 社会的活動

藪教授の学識経験者としての地域社会における多方面の活躍は特記されるべきである。地方労働委員会委員、収用委員会委員、札幌市住居環境審議会委員、北海道消費者苦情処理委員会委員、北海道建設工事紛争審査会委員、札幌地裁民事調停委員会、札幌市長期総合計画審議会委員、北海道総合開発委員会委員、

札幌市日照関係調整委員、札幌商工会議所札幌商業調整審議会委員、北海道民生生活安定審議会委員、札幌市営企業等調査審議会委員、札幌商工会議所商業活動調整協議会委員、北海道収用委員会あつ旋委員、札幌市行政改革懇談会委員、札幌市情報公開懇談会委員、札幌市中高層建築物等紛争調整委員、北海道総合医療協議会委員など各方面にわたつて務められてきた。これらは、社会にとつて解決が必要である新たな問題が生じたときに求めに応じて就任されたものである。いくつかの会長職務め、地域に生じる多様な紛争の具体的な解決を図り、これをよくまとめられてきた。問題の堅実で鋭い把握、公正で柔軟な解決には定評がある。また、これらにおける経験が研究および教育にも生かされたことは言うまでもない。

藪教授は、民法研究者というだけでは捉えきれないものがある。それは民法や法学にとどまらず、また法律解釈をこえて、法の基本的問題を探求してこられたからである。法律によつて人は何を実現していくのかというテーマがそこにあったのではなからうか。北海道札幌の地にあつて、民法の基礎的な面をはじめ、これと行政などの結合した領域において社会的課題の実際の解決方法を開拓されたといえるのである。むろん教授の

集中と熱意をもつてなし得たことである。

〔付記〕本稿の作成にあたつては、藤岡康宏教授、坪井善明教授から有益な助言をいただいた。また川人貞文助教にも協力をいただいた。感謝申し上げます。

なお、引用の論文等は、藪重夫教授業績一覧によつた。

藪 重夫教授経歴

藪重夫教授の経歴と業績

大正一四年	六月三〇日	京都市に生まれる	昭和二七年	三月	北海道事務吏員依願退職	
昭和一七年	三月	北海道庁立札幌第一中学校第四学年	昭和三〇年	四月	北海道大学大学院特別研究生	
		修了	昭和三〇年	六月	北海道大学法学部助手	
昭和二〇年	三月	東京高等学校文科乙類卒業	昭和三二年一〇月	一日	北海道大学法学部助教	
	四月	北海道帝国大学医学部入学	昭和三六年	四月	一日	北海道大学マイクロ写真複写運営委員会委員（三七年三月三十一日まで）
	七月	旭川師管区歩兵第一補充隊入営（医学部無期休学）				図書館拡充委員会委員（三七年三月三十一日まで）
		歩兵第二五連隊（樺太・上敷香）転属	昭和三七年	六月	一日	北海道大学法学部教授
	八月	樺太にて終戦、その後シベリアに抑留		七月	二八日	西ドイツ国へ出張（三八年九月一六日まで）
昭和二二年一二月		佐世保海上陸復員	昭和三九年	四月	一日	北海道大学学生部委員会委員（四二年四月三〇日まで）
昭和二二年	六月	北海道帝国大学法学部法律学科へ転入学				北海道大学学生相談委員会委員（四二年四月三〇日まで）
昭和二五年	三月	北海道大学法文学部法律学科卒業	昭和四二年	六月	一日	昭和四二年度北海道大学教職課程委員会委員
	九月	北海道事務吏員				
		北海道税務講習所講師				
	一一月二七日	司法試験第二次試験合格				

- 昭和四三年 四月 一日 北海道大学図書館委員会委員（四四年三月三十一日まで）
- 昭和四四年 五月二十五日 北海道大学評議員（四六年一月一日まで）
- 北海道大学協議員（四六年一月四日まで）
- 昭和四五年度在外研究員（長期甲種および短期）にかかる専門委員会社会系委員
- 昭和四五年度科学研究費補助金（一般研究AおよびB）にかかる専門委員会社会系委員
- 北海道大学法学部長（四六年一月四日まで）
- 北海道大学法学研究科長（四六年一月四日まで）
- 北海道大学大学院委員会委員（四六年一月四日まで）
- 北海道大学改革検討委員会第三一専門委員会委員
- 昭和五一年 四月 一日 北海道大学図書館委員会委員（五二年三月三十一日まで）
- 昭和五四年 四月 一日 教養部一般教育担当（法学）（平成元年三月まで）
- 六月一日 北海道大学医学部組換えDNA実験安全委員会委員（五四年一月一日まで）
- 一〇月 八日 北海道大学理学部組換えDNA実験安全委員会委員（五六年一月七日まで）
- 二月 一日 北海道大学組換えDNA実験安全委員会委員（五六年一月三〇日まで）
- 二月 五日 北海道大学教養課程改革準備委員会総合教育部設置準備専門委員会委員
- 北海道大学大学院環境科学研究科担当
- 昭和五六年 一月 一日 北海道大学教養部長（五九年二月三十一日まで）
- 北海道大学評議員（五九年一月三十一日まで）
- 昭和四六年二月二十五日

四月 一日 兼ねて教養部勤務

〈北海道関係〉

昭和六〇年 四月二七日 北海道大学教養課程改革準備委員会

昭和四一年 一月

委員

北海道収用委員会委員（四四年一月まで）

昭和六〇年 九月二〇日 北海道大学学生相談室長（六二年九月まで）

昭和四三年 八月

委員

北海道地方労働委員会公益委員（四五年八月まで）

平成 元年 三月三十一日 北海道大学教授定年退官

昭和四五年 一月

北海道建設工事紛争審査会委員（五一年一月以降会長）*

非常勤講師

昭和五〇年一〇月

北海道総合開発委員会委員*

北海道大学（経・教・文・農・工・大学院環境科学）、北海道

昭和五〇年一二月

北海道消費者苦情処理委員会委員長

学芸大学（札幌分校・函館分校・旭川分校）、帯広畜産大学

昭和五三年 八月

（六三年五月まで）

北海道道民生活安定審議会委員（五七年八月以降会長）*

学界関係

昭和六〇年 五月

北海道収用委員会あつ旋委員長（六〇年六月まで）

日本私法学会

昭和六三年 六月

北海道総合医療協議会・国保問題特別委員会委員長*

学外関係

昭和四九年 六月

札幌市長期総合計画審議会委員*

〈裁判所関係〉

〈札幌市関係〉

昭和五一年 四月 札幌地方裁判所民事調停委員（五三年三月まで）

昭和五〇年 六月

札幌市日照関係調整委員（六二年六月まで）

七月

札幌市住居環境審議会委員（五四年

五月まで）

昭和五二年 七月

札幌商工会議所札幌商業調整審議会

委員（五三年六月まで）

昭和五四年 五月

札幌市営企業等調査審議会委員（五

五年四月まで、五六年七月から一

月まで、五八年一〇月から五九年一

〇月まで、六三年一〇月以降会長）*

昭和五六年一〇月

札幌商工会議所商業活動調整協議会

委員（五八年九月まで、六〇年一

月以降（六二年一月以降会長）*

昭和六〇年 五月

札幌市行政改革懇談会会長（六一

五月まで）

昭和六一年一月

札幌市情報公開懇談会会長（六二年

一〇月まで）

昭和六二年 七月

札幌市中高層建築物等紛争調整委員

* は平成元年三月現在在任中のもの

藪 重夫教授業績一覽

Ⅰ 論説など

昭和三十一年

封建的土地所有の公権力的性格(一、二・完)——Gewereに

関する一試論

法学会論集五、六卷

北海道における農家相続の実態第一集(共同調査)

北海道大学法学部相続調査研究会

親族扶養の法的性格に関する一試論(資料)

法学会論集七卷二号

昭和三十三年

民法一七七条の第三者——時効・相続との関係

谷口知平||加藤一郎編・民法演習2物権(有斐閣)

現代刑法理論(目的的行为論)と民法における違法・責任理論

私法二〇号

昭和三十四年

過失相殺

総合判例研究叢書・民法(12)(有斐閣)

民法一七七条の第三者——時効・相続との関係

民法例題解説1総則・物権(有斐閣)

失踪宣告

民法例題解説1総則・物権(有斐閣)

昭和三十五年

莊子邦雄「労働刑法」(法律学全集42)(書評)

法学会論集一〇卷一—四号

現代刑法理論(目的的行为論)と民法における違法・責任理論

北海道大学法学部十周年記念・法学政治学論集(有斐閣)

債務の相続

中川善之助教授還暦記念・家族法大系VI相続(1)(有斐閣)

準占有ほか 末川博編・民事法辞典(上・下)(有斐閣)

(増補版 昭和四九年)

昭和三十六年

法定地上権

法学教室二号

遺産の範囲——序説(遺産分割に関する諸問題II)

判例タイムズ一三三三号

(昭和四八年 小山昇||山島正男||小石寿夫||日野原昌編・

遺産分割の研究(判例タイムズ社)所収)

昭和三十七年

契約責任と不法行為責任

契約法大系I契約総論(有斐閣)

入会権(遺産分割に関する諸問題X) 判例タイムズ一三四号

(昭和四八年 小山昇||山島正男||小石寿夫||日野原昌編・

遺産分割の研究 (判例タイムズ社) 所収)

昭和三八年

不当労働行為にあたる解雇承認の効力

中川善之助編・実例法学全集民法下巻 (青林書院新社)

相続欠格

中川善之助編・実例法学全集民法下巻 (青林書院新社)

昭和四〇年

労働組合 今村成和 小山昇編・法学 (有斐閣)

和解と示談

谷口知平 加藤一郎編・新民法演習4 債権各論 (有斐閣)

損害賠償 中川善之助編・家庭法律大事典 (第一法規)

(新訂 昭和四六年)

昭和四四年

相続の仕方

中川善之助 山島正男編・実用法律事典3 相続 (第一法規)

昭和四九年

日照の私法的保護に関する諸問題 北大法学論集二五巻三号

昭和五一年

民事責任と刑事責任

奥田昌道ほか編・民法学6 不法行為の重要問題 (有斐閣)

昭和五二年

北海道賃貸式宅地開発調査研究報告書 (共著)

(北海道住宅都市部宅地課)

昭和五三年

過失相殺——被害者以外の者の過失と過失相殺

ジュリスト増刊・民法の争点

(改訂 昭和六〇年 民法の争点II)

条件・期限と契約の効力 谷口知平 加藤一郎編・

新版・民法演習1 総則 (有斐閣)

建設工事紛争審査会の機能

全国建設工事紛争審査会連絡協議会会報二号

昭和五四年

相続放棄と登記

中川善之助 先生追悼・現代家族法大系5 相続 (II) (有斐閣)

昭和五五年

消費者の利益——被害とその救済——について

消費生活 (北海道生活環境部消費生活課) 五六号

建築請負の実態と問題点

日本弁護士連合会昭和五四年度・特別研修叢書

(全国建設工事紛争審査会連絡協議会会報八、一〇号転載)

損害賠償一般

加藤一郎 〓 幾代通 〓 遠藤浩編・
現代家庭法律大事典（第一法規）

建築工事をめぐる紛争の防止と解決について

北海道の住まい 一三〇号

昭和五六年

工事請負契約における瑕疵担保責任の法律的性質

判例評論二六三号

工事請負契約約款における仲裁条項の拘束力

北大法学論集三一巻三 〓 四号上（小山教授退官記念特集）

昭和五七年

都市の快適さ——法的側面からの考察

都市問題調査報（札幌市企画調整局審議室） 四号

物上代位

谷口知平 〓 加藤一郎編・

新版・判例演習民法2物権（有斐閣）

昭和六三年

「日本人の法意識」論再考

北大法学論集三八巻五 〓 六号上（山島教授退官記念特集）

〓 判例研究・解説

昭和三二年

国税滞納処分による差押と民法第一七七条（最判昭三一・四・

二四）

法学会論集八巻一 〓 二号

物の給付の執行不能の場合における履行に代る損害賠償額算定

の標準時期（最判昭三〇・一・二一） 法学会論集七巻一号

不動産の二重売買における第二の買主が悪意の場合と第一の買

主に対する不法行為責任の有無（最判昭三〇・五・三一）

法学会論集七巻三 〓 四号

昭和三三年

「分け地」の慣習と入会権の存否（最判昭三一・九・一三）

法学会論集九巻二号

昭和三四年

特定物の売買と所有権移転の時期（最判昭三三・六・二〇）

民商法雑誌四〇巻二号

昭和三五年

明認方法（大判六一〇・四・一四）

ジュリスト二〇〇号・判例百選

（第二版 昭和四〇年）

昭和三九年

判例評論二六〇号

仮処分による立木所有権公示方法と対抗力の有無(最判昭三

八・一一・七)

民商法雑誌五一巻一号

昭和四四年

予想しなかつた後遺症等の発生と示談の効力(最判昭四三・三・

一五)

民商法雑誌五九巻五号

昭和四九年

法定果実と民法三七一条一項但書(大判大二・六・二一)

別冊ジュリスト・民法判例百選I総則・物権

(第二版 昭和五七年)

昭和五〇年

附記登記による所有権移転請求権保全仮登記の流用と附記登記

後の第三者(最判昭四九・一二・二四)

判例評論一九七号

昭和五四年

新聞広告の掲載と購読者に対する責任(東京地判昭五三・五・

二九)

判例評論二四五号

昭和五五年

いわゆる漁権(農林大臣の許可を受け指定漁業を営むことがで

きる地位)が担保の目的となり、その喪失が民法五〇四条の

免責事由とされた事例(最判昭五四・一二・一八)

昭和五六年

受任者の利益のためにも締結された委任契約において委任者が

解除権自体を放棄したものと解されない事情がある場合と

民法六五一条(最判昭五六・一・一九) 判例評論二七二号

一 建築請負契約において、工事遅延一日につき何円との損害

賠償の予定がある場合に、請負人が遅滞に陥り残工事を続行

することが期待できない状態にあるのに注文者が適時に別の

業者に依頼する等の措置をとらなかつたときの損害額算定の

時的範囲

二 建築請負契約において、請負人が遅滞に陥り残工事を続行

することが期待できない場合における填補賠償額算定の基準

時(仙台高判昭五五・八・一八)

判例評論二七四号

III その他

昭和五四年

北大法・経学部における小論文テストへの工夫

医学教育一〇巻三号

昭和五六年

就任にあたって
新入生諸君を迎えて
昭和五八年
櫻珞（北海道大学教養部報）一五号

序言 協議会資料集（北海道大学教養課程教育協議会）一号
北海道大学教養課程の改革について——抄録にあたって
協議会資料集四号

昭和五八年
一教師として想うこと——新春断想——
昭和五九年
櫻珞二三号

教養部教育課程の改訂を終えて
協議会資料集二六号

昭和六〇年
教養課程三十六年の成果と課題——北海道大学の事例から
臨時教育審議会北海道地区公聴会補足意見書

新入学生のオリエンテーション
〔協議会資料集三三三号転載〕
大学と学生二二七号

昭和六一年
〔協議会資料集三三二号転載〕

学生相談業務の開始までの経過
協議会資料集三二二号

全学の学生・院生の諸君へ
窓（北海道大学学生相談室）創刊号

平成元年

藪重夫先生を囲んで（座談会）
北大法学部同窓会報五号
〔附記〕経歴と業績の作成にあたり、吉沢郁子さん（北大法学部助手）の御助力を頂いた。この場を借りてお礼申し上げます。